貿易保険法の改正概要

● 我が国企業が国際的な事業展開を安定的に行うことができる環境を整備するため、①新型コロナ等を踏まえた対応、②サプライチェーン強靭化に向けた対応、③国際連携強化に向けた対応、④その他の利用者ニーズを踏まえた対応の観点から貿易保険法の改正を行った。(令和4年7月1日より施行)

①新型コロナ等を踏まえた対応

プラント建設工事の中断等による追加費用 (従業員の退避費用、倉庫保管費等)を対象とする 貿易保険の事故事由を感染症を含む非常リスク に拡大する。

「改正前では「戦争・革命・内乱」に限定]

【事例】

A国でプラントを建設する本邦企業が感染症の発生により 事業中断を行った場合、事業中断により本邦企業が 追加的に負担することとなった従業員の退避費用等に ついて保険金の支払を可能とする。



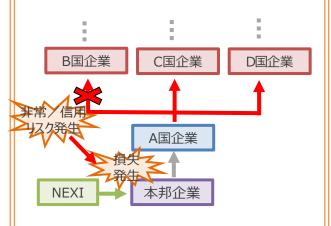
②サプライチェーン強靭化に向けた対応

本邦企業が行う再投資等(間接投資)や仲介 貿易における前払取引についても、貿易保険の対象 とする。

[改正前ではそれぞれ直接投資、前払輸入に限定]

【事例】

本邦企業の直接投資先のA国企業が更にB国企業に 再投資し、当該A国企業が有する当該B国企業の株式 がB国政府により奪われた場合に、本邦企業が受ける 損失について保険金の支払を可能とする。



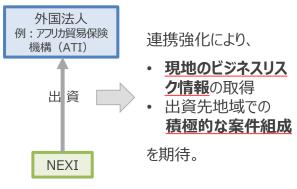
③国際連携強化に向けた対応

株式会社日本貿易保険(NEXI)の業務に、 <mark>貿易保険事業を行う外国法人への出資を</mark> 追加する。

「改正前ではNEXIは出資不可]

【事例】

ビジネスリスクの高いアフリカ地域への本邦企業の進出を強力にサポートするため、NEXIによるアフリカ地域の国際金融機関(※法律上「外国法人」に該当)への出資を可能とし、NEXIと同機関との協働による案件支援を図る。



4その他の利用者ニーズを踏まえた対応

このほか、利用者ニーズを踏まえ、日本に裨益するインフラプロジェクトの円滑な推進を支援するため「スワップ取引保険」を、信用状取引による貿易の円滑化を図るため「信用状確認保険」を新設する。

改正の背景:我が国企業の対外取引を巡る環境の変化

- 新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、我が国企業が行う対外取引が様々なリスクに直面していることが顕在化。中長期的な米中対立の基調が継続するなど国際情勢は予見し難い。
- 「貿易立国」から「投資立国」への転換など、我が国企業の対外取引の在り方も変化。

対外取引を巡るリスクの重大化・複雑化

<感染症、自然災害>

世界規模の感染症の拡大や、大規模な台風・地震等の異常気象・自然災害が頻発。

- **・新型コロナウイルス**(令和2年~)
- ・タイでの洪水(平成23年)

<テロ・内刮。>

- **・ミャンマー動乱**(令和3年)
- ・アルジェリアテロ (平成25年)

<気候変動>

欧州を中心に脱炭素化の流れが進展し、国際開発銀行や金融機関が石炭火力や石油・ガス開発への支援を制限。

<米中対立>

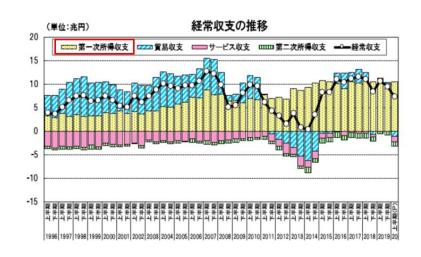
中長期的な米中対立の基調が継続。



重大化・複雑化するリスクを踏まえ、不測の事態に柔軟に対応できるような貿易保険制度の整備の必要。

対外取引の在り方の変化

く「貿易立国」から「投資立国>への転換>



(資料) 財務省HP

- ⇒ 間接投資スキームの拡大など、取引の実態にあわせた 貿易保険制度の整備の必要。
- <国際的な協調案件の進展>
- ⇒ 国際的な連携強化の必要。